

第3四半期分

大阪港湾局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和6年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その3）	よう船	株式会社商船三井さんふらわあ	2,600,000	R6.11.27	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和 6 年度大阪湾クルーズ貸切船運航（その 3）

2 契約の相手方

株式会社商船三井さんふらわあ

3 随意契約理由

本案件は、大阪港及び堺泉北港に親しみ、フェリーの魅力を知っていただく機会作りと内航フェリーの利用促進を目的に、大阪府下の港を発着する内航フェリーを発注者の貸切船として運航する「大阪湾クルーズ」を府市共同事業として実施するものである。

実施については、より多くの方々にフェリーの魅力を知り、大阪府下で運航するフェリーの利用につなげるため、大阪府下にある内航フェリーが使用する 3 ケ所のフェリーターミナル（さんふらわあターミナル(大阪)、大阪南港フェリーターミナル、及び泉大津フェリーターミナル）を使用することとしている。

本年度においては、既に大阪南港フェリーターミナル（(株)名門大洋フェリー）と泉大津フェリーターミナル（阪九フェリー(株)）において、実施(7月)しているため、各ターミナルの機会均等の観点より、今回は、さんふらわあターミナル(大阪)で実施する。

上記により、本案件の受注が可能となる船社は、さんふらわあターミナル(大阪)を使用する「(株) 商船三井さんふらわあ」のみである。

以上の理由により、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 事業戦略課